

ドイツにおける病気に関する罰則規定（仮訳）

刑法第315条c（道路交通の危殆化）

- ① 道路交通において,
 - 1 a) アルコール飲料若しくはその他の酩酊剤を摂取した結果, 若しくは
b) 精神若しくは身体の欠陥の結果,
乗り物を安全に運転できる状態でないにもかかわらず, 乗り物を運転し, 又は
 - 2 著しい交通違反をし, 無謀に,
 - a) 優先通行権を尊重せず
 - b) 誤った追越しをし若しくはその他追越しの際に誤った運転をし
 - c) 横断歩道で誤った運転をし
 - d) 見通しのきかない場所, 交差点, 合流地点若しくは鉄道の踏切において,
過度の高速で運転し
 - e) 見通しのきかない場所で, 右側通行を遵守せず
 - f) アウトバーン若しくは自動車道路上で方向転換し, 後ろに向けて若しくは
は運転方向と逆に走行し, 若しくは, これらを試み, 若しくは
 - g) 交通の安全のために必要であるにもかかわらず, 停車し若しくは動けな
くなった乗り物を, 十分な距離をとって標示せず

これにより, 他の者の身体若しくは生命又は大きな価値のある他人の物を危険に
さらした者は, 5年以下の自由刑又は罰金刑に処する。
- ② 第1項第1号の場合に, 本罪の未遂は罰せられる。
- ③ 第1項の場合に,
 - 1 過失により危険を生じさせた者, 又は
 - 2 過失により行為を行い, 過失により危険を生じさせた者
は, 2年以下の自由刑又は罰金に処する。